本補助金の申請方法は、以下の2種類を設けています。資金繰り等の事情に応じ、<u>いずれ</u>かの方法に<u>て</u>申請してください。

方法1

<購入後に申請> (実績払い)

- ・交付要綱第6条~第8条を参照
- ・感染対策物品購入後に補助金を実績払い
- ※上限額の範囲内

感染対策物品購入 (補助事業者)

交付申請書兼実績報告書提出 (補助事業者→市) ※請求書も併せて提出

様式第1、3

交付決定通知書兼確定通知書 送付(市→補助事業者)

> 補助金支払い (市→補助事業者)

様式一覧

【<方法1 購入後に申請(実績払い)> 【様式第1 交付申請書兼実績報告書

様式第3 交付請求書

<方法2 購入前に申請(概算払い・精算)>

様式第4 交付申請書(概算払用)

様式第6 概算払請求書

様式第7 実績報告書(概算払用)

|<共通>

方法2

<購入前に申請> (概算払い・精算)

- ・交付要綱第9条、第10条を参照
- ・感染対策物品購入前に補助金を概算払い
- ・<u>購入後、精算(0円精算又は市への返還)</u> ※いずれも上限額の範囲内

(補助事業者→市) ※概算払請求書も併せて提出

様式第4、6

交付決定通知書送付 (市→補助事業者)

補助金概算払い (市→補助事業者)

感染対策物品購入 (補助事業者)

実績報告書提出 (補助事業者→市)

様式第7

確定通知書送付 (市→補助事業者)

精 算

(0円精算又は市への返還)

※原則追加交付は行いませんので、<u>不足のない額又は上限額にて概算払請求して</u> ください。